

公 告

令和7年度射水市高齢者インフルエンザ予防接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、高齢者インフルエンザの定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月17日

射水市長 夏 野 元 志



記

1 接種期間

令和7年10月1日から令和8年1月31日まで

2 接種対象者

- (1) 射水市に住民票を有する65歳以上の者（昭和36年2月1日以前に生まれた者）
- (2) 射水市に住民票を有する60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい（ア）を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい（イ）を有する者（昭和41年2月1日までに生まれた者、身体障害者手帳1級相当）

3 接種方法

インフルエンザHAワクチンを1回皮下に接種する。

4 実施方法

指定医療機関で行う個別接種とする。

5 個人負担金

1回あたり1,500円

※生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者は無料とする。

公 告

令和 7 年度高齢者射水市新型コロナウイルス感染症予防接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、新型コロナウイルス感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 17 日

射水市長 夏 野 元 志



記

1 接種期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

2 接種対象者

- (1) 射水市に住民票を有する 65 歳以上の者（昭和 36 年 2 月 1 日以前に生まれた者）
- (2) 射水市に住民票を有する 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する者（昭和 41 年 2 月 1 日までに生まれた者、身体障害者手帳 1 級相当）

3 接種方法

新型コロナワクチンを 1 回筋肉内に接種する。

4 実施方法

指定医療機関で行う個別接種とする。

5 個人負担金

1 回あたり 4,600 円

※生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による扶助を受けている者は無料とする。